

金沢市地震災害緊急地域活動費補助金のご案内

本市では、1月1日に発生した令和6年能登半島地震により開設した避難所等において、避難者に対して町会又は町会連合会等が避難所生活の支援のために実施した緊急活動に対し、下記概要のとおり支援制度を創設いたしました。

○制度概要

交付対象団体等	令和6年1月1日の地震により開設した避難所等において、避難者生活の支援を行った、次の要件を満たす団体 (1) 町会又は校下・地区町会連合会 (2) 町会婦人会又は校下・地区婦人会 (3) 主に市内で活動している学生団体 (4) 市内に活動拠点を有し、運営に関する規約があり、1年以上の活動実績を持っている非営利団体 (5) 政治的又は宗教的な活動を目的とする団体でないこと (6) 活動内容が公序良俗に反しないこと								
対象経費	避難所等において、避難者に対する支援にかかる経費 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象経費</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難者支援費</td> <td>避難所の暖房用の燃料及び避難者に提供する物品、食料品等の費用（炊き出しに係る費用は除く）</td> </tr> <tr> <td>炊き出しによる食品の提供に要する費用</td> <td>食材費、鍋、釜、コンロ、提供容器など、炊き出しに必要な資機材及び作業場所の設営機材等の借上・運搬に要する費用</td> </tr> <tr> <td>その他支援活動費</td> <td>その他避難所等において緊急的に行う支援活動に関し必要と認められる費用</td> </tr> </tbody> </table>	対象経費	内 容	避難者支援費	避難所の暖房用の燃料及び避難者に提供する物品、食料品等の費用（炊き出しに係る費用は除く）	炊き出しによる食品の提供に要する費用	食材費、鍋、釜、コンロ、提供容器など、炊き出しに必要な資機材及び作業場所の設営機材等の借上・運搬に要する費用	その他支援活動費	その他避難所等において緊急的に行う支援活動に関し必要と認められる費用
対象経費	内 容								
避難者支援費	避難所の暖房用の燃料及び避難者に提供する物品、食料品等の費用（炊き出しに係る費用は除く）								
炊き出しによる食品の提供に要する費用	食材費、鍋、釜、コンロ、提供容器など、炊き出しに必要な資機材及び作業場所の設営機材等の借上・運搬に要する費用								
その他支援活動費	その他避難所等において緊急的に行う支援活動に関し必要と認められる費用								
補助金の額	対象経費を合計した額に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額） ※上限50万円まで								
対象期間	令和6年1月1日から同年5月31日まで ※申請は四半期毎に1回です								

○支援の実施から補助金支払いまでの流れ

1. 支援活動の実施 (団体等)	避難所等にて避難者生活の支援を実施してください。
2. 補助金交付申請書の提出 (団体等→金沢市)	記入例を参考に補助金交付申請書を記入し、下記まで提出ください。
3. 受付・書類審査 (金沢市)	申請書類の審査の上、申請内容が適正と認められれば、交付決定及び額の確定通知をいたします。 (審査、交付決定及び額の確定通知まで2週間程度を要します)
4. 請求書等の提出 (団体等→金沢市)	必ず記入例を参考に請求書及び委任状（委任状は申請者と受取人が違う場合のみ必要）を記入し、領収書等を添えて下記まで提出ください。
5. 補助金支払 (金沢市)	金沢市から指定の振込先に補助金を支払います。 (支払完了まで3週間程度を要します)

【提出・問合せ先】金沢市危機管理課 〒920-8577 金沢市柿木畠1-1（第二本庁舎2階）

電話：076-220-2366/FAX：076-233-9999/メール：kiki@city.kanazawa.lg.jp